

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

天理市公平委員会

委員長 橋本 武志

天理市公平委員会規則第5号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「特命理事」の次に「、理事」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。